

改正

令和元年12月16日多摩市告示第248号

令和3年11月24日多摩市告示第517号

令和5年6月29日多摩市告示第366号

多摩市紋章及び名義使用承認に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外部の団体等（以下単に「団体等」という。）の旗その他のものに多摩市（以下「市」という。）の紋章を使用する場合又は後援その他これに類するもの（以下「後援等」という。）に市又は多摩市長（以下「市長」という。）の名義を使用する場合における手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 紋章 多摩市の紋章制定の件（昭和40年多摩市告示第1号）に定める紋章をいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業の趣旨に市が賛同することをいう。

(使用の名義)

第3条 後援等において市が使用を承認する名義は、「多摩市」又は「多摩市長」とする。

(団体の承認基準)

第4条 市の紋章又は市若しくは市長の名義を使用することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 官公庁
- (2) 公共的な団体
- (3) 報道機関又はこれに準ずる団体
- (4) コミュニティ団体、ボランティア団体又は民間非営利組織（NPO）
- (5) 民間企業
- (6) 社会教育関係団体又は学術・文化研究団体
- (7) 学校又は学校の連合体
- (8) 保健医療団体、福祉団体又はこれらに準ずる団体
- (9) 防災組織、環境団体又はこれらに準ずる団体

(事業の承認基準)

第5条 市長は、前条に規定する団体等が行う事業が次の各号のいずれにも該当するときは、後援等に市又は市長の名義使用の承認をすることができる。

- (1) 団体等が参加者等から徴収する入場料、出品料、参加料等は、事業に要する必要最小経費の範囲内であること。
- (2) 公共性があり、売名及び営利を目的としないものであること。
- (3) 広く一般に開放されるものであること。
- (4) 政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
- (5) 宗教的な目的を有していないものであること。
- (6) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれがある事業でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるものでないこと。

(申請)

第6条 市の紋章又は市若しくは市長の名義使用の承認を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、多摩市紋章・名義使用承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、使用開始日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書

- (3) 団体の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの
 - (4) 役員その他事業関係者の住所等身分を明らかにするもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (承認)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を速やかに審査し、承認することに決定したときは、多摩市紋章・名義使用承認通知書（第2号様式）を申請者に交付しなければならない。

(不承認)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を速やかに審査し、承認しないことに決定したときは、多摩市紋章・名義使用不承認通知書（第3号様式）を申請者に交付しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、市の紋章又は市若しくは市長の名義使用の承認を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、多摩市紋章・名義使用承認取消通知書（第4号様式）により、承認を取り消すことができる。この場合において、承認の取消しを受けた団体は、市長が別に定める期間、市の紋章又は市若しくは市長の名義使用の承認を申請することができない。

- (1) 承認した事業内容等が事実と相違するとき。
- (2) 第4条又は第5条の規定に違反したとき。
- (3) 当該承認名義を第三者に譲渡したとき。
- (4) 市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたとき。

(事業実績報告)

第10条 市長は、市の紋章又は市若しくは市長の名義使用承認期間が終了したときは、必要に応じて実績報告書、決算報告書その他市長が指示する書類を速やかに提出させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（令和元年多摩市告示第248号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年多摩市告示第517号）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年多摩市告示第366号）

この要綱は、公示の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第9条関係）